

# 29年度国民健康保険税 納税通知書を発送します

29年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月12日(水)に発送します。

4月～30年3月の加入月数分を計算した通知です。納付書や口座振替普通徴収、年金天引き特別徴収のいずれかの方法での納付となります。

◎普通徴収の納期は9回です。納付書や口座振替の方法(普通徴収)で納付する方は、原則、7月～30年3月の9回の納期になります(左表参照)。

◎特別徴収の対象になる方 次の①～③のすべてに該当する場合、国保税は年金からの天引き(特別徴収)となります。

①世帯主が国保の被保険者 ②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳 ③特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、介護保険料と国保税との合計が、年金額の2分の1を超えない

対象となる方には、特別徴収額決定通知書を7月12日(水)に発送します。国保税は目的税であり、原則として口座振替されます。

◎国保税の軽減 国保税は目的税であり、原則として口座振替されます。お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

◎年金天引きで納めていただく方(特別徴収) 特別徴収は年6回の年金支給月に介護保険料と同様に年金天引きされます。

◎納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収) 同通知書に添付している納付書で納めてください。

◎年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更 保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。

◎見直しがある方 新しい自己負担の割合を表記した被保険者証を7月末日までに簡易書留で郵送します。

◎自己負担の割合の判定基準 「1割」同じ世帯にいる被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合、「3割」本人および同じ世帯に...

## 29年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料(普通徴収) 納期一覧

区分	納期限
第1期	7月31日(月)
第2期	8月31日(木)
第3期	10月2日(月)
第4期	10月31日(火)
第5期	11月30日(木)
第6期	12月25日(月)
第7期	30年1月31日(水)
第8期	30年2月28日(水)
第9期	30年3月26日(月)

※第9期は国民健康保険税のみ。

則、一般税のような非課税制度がありません。また、所得の少ない方も応益割(均等割・平等割)の国保税を負担することから、軽減措置が設けられています。詳しくは納税通知書に同封する手引きをご覧ください。

◎低所得者の軽減 世帯の所得が一定基準以下であることが確認できたときは、応益割に關する国保税の7割・5割・2割を軽減します。

◎非自発的失業者の軽減 企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合、雇用保険を受給している方に限り対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応益割(所得割)に係る国保税を軽減します。

◎後期高齢者医療制度 後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。

◎納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収) 同通知書に添付している納付書で納めてください。

◎年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更 保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。

◎見直しがある方 新しい自己負担の割合を表記した被保険者証を7月末日までに簡易書留で郵送します。

◎自己負担の割合の判定基準 「1割」同じ世帯にいる被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合、「3割」本人および同じ世帯に...

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。



## 国民年金 保険料の免除申請

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方で、雇用保険を受給している方に限り対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応益割(所得割)に係る国保税を軽減します。

## 後期高齢者医療制度 毎年8月に自己負担の割合を見直します

医療機関などで支払う医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税課税所得(市・民・都・民・納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

◎見直しがない方 引き続き現在お持ちの被保険者証をご利用ください。申請書が届いた方は、7月中旬に保険年金課高齢者医療係(市役所1階)に申請してください。

◎自己負担の割合の判定基準 「1割」同じ世帯にいる被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合、「3割」本人および同じ世帯に...

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

◎基準収入額適用申請が認められると1割負担 基準収入額適用申請が認められると1割負担(現役並み所得の方)。

## 生活困窮者自立相談支援事業 をご利用ください

市では、生活や仕事探し、家賃の支払いなどでお困りの方に対して「自立相談支援」と「同居確保給付金の支給」の事業を行っています。

◎自立相談支援 生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員と一緒に考えます。

◎同居確保給付金の支給 65歳未満の離職などの日から2年以内で、同居にお困りの方を対象に、家賃相当額を支給します。

◎支給額 世帯人数によって支給上限額が変わります。例)単身世帯5万3700円、2人世帯6万4000円、3人以上世帯6万9800円。

◎受付日時 開庁日の午前9時～午後4時。生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員と一緒に考えます。

◎自立相談支援 生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員と一緒に考えます。

◎同居確保給付金の支給 65歳未満の離職などの日から2年以内で、同居にお困りの方を対象に、家賃相当額を支給します。

◎支給額 世帯人数によって支給上限額が変わります。例)単身世帯5万3700円、2人世帯6万4000円、3人以上世帯6万9800円。

◎受付日時 開庁日の午前9時～午後4時。生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員と一緒に考えます。

◎自立相談支援 生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員と一緒に考えます。

◎同居確保給付金の支給 65歳未満の離職などの日から2年以内で、同居にお困りの方を対象に、家賃相当額を支給します。

◎支給額 世帯人数によって支給上限額が変わります。例)単身世帯5万3700円、2人世帯6万4000円、3人以上世帯6万9800円。



## 募集

管理栄養士 (育休代替臨時職員) 任用期間 8月1日(火)～30年3月31日(土)

勤務時間など 週3日程度 午前8時半～午後5時

勤務内容 健康増進事業および母子保健事業における栄養指導など

応募資格 管理栄養士免許を取得している方

報酬 市の規定による(交通費相当額は別途支給) 申し込みは7月14日(金)までに、事前連絡の上、履歴書(写真貼付)と資格証明の写しを健康課(滝山4ノ3ノ7・2711)へ。

## 自己負担の割合の判定の流れ

